

デジタル身分証アプリ活用検討専門部会会則

(設置)

第1条 宮城県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）規約第8条第1項の規定に基づき、デジタル身分証アプリ活用検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、宮城県（以下「県」という。）とポケットサイン株式会社とのDX推進のための実証事業に関する連携協定（令和5年4月26日締結）に基づき、県が実施するスマートフォン用アプリケーション（以下「デジタル身分証アプリ」という。）を活用した各種実証事業を通じ、市町村と連携してデジタル身分証アプリの活用機会の拡大を図ることを目的とする。

(調査検討事項)

第3条 部会は、次に掲げる調査検討を行うものとする。

- (1) 県が実施するデジタル身分証アプリを活用した実証事業に係る県と市町村との情報共有に関すること。
- (2) 県及び市町村におけるデジタル身分証アプリ活用の新規提案に関すること。
- (3) その他デジタル身分証アプリの活用に関すること。

(会員、役員)

第4条 部会の会員は、参加を希望する協議会の会員で構成するものとする。

- 2 部会に部会長1名及び副部会長2名（以下「役員」という。）を置く。
- 3 役員は、部会の構成員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(負担金)

第5条 部会の運営にかかる負担金については、不要とする。

- 2 調査研究上、必要な費用の負担については、別途協議する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月28日から施行する。